

おだ内科循環器呼吸器クリニック 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮することができるよう、以下の通り行動計画を定める。

1. 計画期間 令和6年10月16日～ 令和11年10月15日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業及び休業中の社会保険料免除など関連諸制度の周知、取得促進を図ると共に、それらに必要な相談体制を整備することで、将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指す。

<対策>

- 令和6年10月～ 育児介護休業諸法に関する相談窓口を整備する
- 令和6年10月～ 育児休業取得促進を図り継続就業定着の為の制度の周知・啓発を実施するとともに、対象従業員に対する本人の希望及び社内制度の個別確認を行う
- 令和6年10月～ 制度に関するリーフレットの作成及び周知

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰のしやすい環境の整備を図る。

<対策>

- 令和6年10月～ 育児休業に関する規定の整備及び育児休業中の待遇、育児休業後の労働条件の周知を図る
- 令和6年10月～ 対象従業員の育休復帰支援プランを作成し、プランに基づき育休取得及び復帰のための支援を行う
- 令和6年10月～ 育児介護休業法に関連する情報収集を積極的に行い、両立支援の実現に向け必要な事項については法律を上回る措置を検討・導入するよう努める。